

国際的な子の奪取の民事面に関する条約(ハーグ条約)の公平・適正な運用のための制度及び予算措置についての意見書

2011年(平成23年)9月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

現在、国際的な子の奪取の民事面に関する条約(以下「ハーグ条約」という。)については、政府により締結に向けた準備が急ピッチで進められているが、日本がハーグ条約を締結する場合には、ハーグ条約の公平・適正な運用を実現するために、以下の条件整備及びそのために必要な予算措置が講じられるべきである。

1 ハーグ条約関連事件に関する費用の支援について

政府は、ハーグ条約第25条<sup>1</sup>を踏まえた双方当事者に公平かつ十分な法律に関する支援制度を確立すべきである。具体的には、ハーグ条約の特殊性に鑑み、国内に常居所のない外国人も含めた資力の乏しい当事者に対し、裁判手続上十分な攻撃防御を尽くすことができるよう、ハーグ条約関連事件(接触の権利に関する申立て事件を含む。)に特化した新たな支援制度のための立法その他の措置を講じて、少なくとも次の費用を援助すべきである。

(1) 代理人費用(交渉及び裁判外紛争解決手続(ADR)の際の代理人費用を含む。)

(2) 翻訳費用、通訳費用及び代理人の交通費その他の実費

(3) 法律相談費用

2 面会交流支援及び任意の返還を支援する態勢の整備について

政府は、面会交流及び任意の返還等の合意形成を支援するため、法曹を中心とした手続実施者(あっせん人・調停人・仲裁人)によるADRを実施する態勢を整備すべきである。

3 情報収集及び広報について

<sup>1</sup> ハーグ条約第25条「締約国の国民及び締約国に常居所を有する者は、この条約の適用に関係のある事項に関し、他の締約国において当該他の締約国の国民及び当該他の締約国に常居所を有する者と同じ条件で法律に関する援助及び助言を受けることができる。」

ハーグ条約や主要締約国の関連する法制度等の関連情報に関しては、個人では入手し難い情報もあることから、政府は、これらの情報収集を行ったうえで、国民や在外邦人へ向けて、十分な広報を行い、周知徹底をはかるべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 ハーグ条約関連手続に関する費用の支援について

(1) ハーグ条約第25条は、「この条約の適用に関係のある事項に関し、他の締約国において当該他の締約国の国民及び当該他の締約国に常居所を有する者との同一の条件で法律に関する援助及び助言を受けることができる。」として、法律に関する援助・助言について内外人を無差別に取り扱うことを要求している。日本国憲法は条約尊重主義を謳っているのであるから、条約を締結するとすれば、条約に合致するように国内の制度及び態勢を整備する必要があることは言うまでもない。よって、資力の乏しい当事者に対するハーグ条約関連の手続費用の援助は、日本国内に常居所を有しない外国人も対象としなければならない。

しかし、現在の総合法律支援法第30条第1項第2号<sup>2</sup>は、法的支援の対象を日本国民及び日本国内に住所を有して適法に在留する外国人と規定しており、現行法のもとでは日本国内に住所を持たない外国人は支援の対象となっていない。

加えて、当事者間の公平の見地からも、法律に関する援助・助言制度は一方当事者に偏ったものであってはならない。当連合会が最近行ったアンケート調査によると、日本においても、国内への連れ帰り（インカミング・ケース）に限らず、国外への連れ去り（アウトゴーイング・ケース）に関する相談が相当数存在することから<sup>3</sup>、双方を公平に支援する制度でなければならない。

---

<sup>2</sup> 第30条第1項第2号 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務

<sup>3</sup> 日本弁護士連合会調査「国際的な子の連れ去りに関するアンケート調査結果報告」（2011年9月）

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/publication/data/2011child\\_abduction-enquete.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/data/2011child_abduction-enquete.pdf)

(2) この問題を解決するには、総合法律支援法を改正してハーグ条約関連手続については外国人の国内居住要件を不要とすることが考えられる。しかし、以下のようなハーグ条約関連手続の特徴に鑑みると、現行の日本司法支援センターの本来事業の枠組のもとで、支援の対象者を広げるだけでは十分でない。

国際的な子の連れ去りや関連する面会交流（接触の権利）に関する紛争は、英語のみならずあらゆる言語を母国語とする当事者が想定され、これら当事者が常用するあらゆる言語による主張と証拠方法が提出されることになる。しかし、日本の「裁判所では、日本語を用い」なければならないので（裁判所法第74条）、外国語での主張及び証拠を全て翻訳する費用はかなりの高額となると予想される。また、代理人となる弁護士についても、国際的な法律知識や語学力が要求され、他の涉外事件、家事事件と比べ、相当程度高度な能力を有する弁護士が多大な労力を費やすことが必要となるため、それに応じた代理人費用が想定される。しかし、現行の総合法律支援法のもと運用されている日本司法支援センター業務方法書に従うと、家事調停事件、家事審判事件の着手金は原則10万円前後、通訳料及び翻訳料の追加支出限度額は、それぞれ10万円であり<sup>4</sup>、ハーグ条約関連手続において十分な攻撃防御を行うための費用としては甚だ不十分である。

(3) ここで重要なことは、子の返還手続等において最も尊重すべきは、子の最善の利益であり、当事者（父母）の資力の差によって勝敗が決まるような事態は、他の案件にも増して絶対に回避すべきである。そのため、資力の乏しい人であっても裁判手続等において十分な攻撃防御ができるよう、必要となる代理人費用や翻訳・通訳にかかる費用の実費、その前段階の法律相談費用の援助は、十分に手当てされなければならない。

そのためには、本来、政府が、ハーグ条約関連事件に特化した新たな支援制度のための立法措置等を行い、必要な予算措置を講じた

---

<sup>4</sup> 日本司法支援センター業務方法書別表3の代理援助立替基準によると、家事調停事件、家事審判（乙）事件の着手金立替は84,000円～126,000円、事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで増額することができるとされている。

<http://www.houterasu.or.jp/content/200401gyomu.pdf>

うえで、資力の乏しい当事者に対し、適切かつ公平な援助を行うべきである。

## 2 面会交流支援及び任意の返還を支援する機関の設置について

子を返還するか否かについては裁判手続において決定されることが前提であるが、子の最善の利益の観点から、家庭裁判所の調停の活用その他、裁判外紛争解決手続（ADR）を利用して任意の返還を促進する動きが世界各国で広まっている。同様に、面会交流についても当事者間で任意に合意を形成することが望ましく、ハーグ国際私法会議事務局でも調停の利用を推奨している。

これらの裁判外手続については、既存のADR機関を利用することが考えられるが、ハーグ条約関連手続の調停には、ハーグ条約並びに日本と外国のそれぞれの家族法についての専門知識が必要とされ、また、子どもの人権に深く関わる問題を扱うことになることから、関連分野に精通した法曹が関わることが重要である。ADR機関は、各弁護士会等が既に設置しており、また社団法人日本仲裁人協会等の実務法曹を中心とする団体も国際家事調停の仕組みの構築に取り組んでおり、これらがハーグ条約関連手続の調停を扱う受け皿機関として想定できる。

## 3 ハーグ条約に係る情報の広報について

国際結婚の増加に伴い、国際離婚のリスクも上昇しており、最近は特に海外の家族法等に関する情報のニーズが高まってきている。

中には、間違った知識のもと、適切な手続を経ることなく国際的な子の連れ去りを行う当事者も一定数存在すると思われる。こうした事態を防ぐためには、日本国民及び在外邦人に対し、海外の法制度の情報を収集し、提供することが重要である。

一方で、日本へ子を連れ去られた外国人当事者や、在日外国人に対しても、日本の法制度等についての適切な広報、情報提供を行うべきである。

これらの広報に関しては、ハーグ条約の批准や国内担保法の施行前にも極めて有益であると考えられることから、政府は速やかにその準備を進めるべきであり、また、その前段階で、相当量の調査・翻訳作業が必要となることから、そのための十分な予算措置も講ずるべきである。

以 上